

平成18年3月期 決算短信(連結・米国会計基準)



平成18年5月10日

上場会社名 **トヨタ自動車株式会社** 上場取引所 全国証券取引所
 コード番号 7203 本社所在都道府県 愛知県
 (URL <http://www.toyota.co.jp>)
 代表者 取締役社長 渡辺捷昭
 問合せ先責任者 経理部長 中津川昌樹 TEL(0565)28-2121
 決算取締役会開催日 平成18年5月10日(水)
 米国会計基準採用の有無 有

1. 18年3月期の連結業績(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(1) 連結経営成績

(百万円未満四捨五入)

	売上高	営業利益	税金等調整前当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
18年3月期	21,036,909 (13.4)	1,878,342 (12.3)	2,087,360 (19.0)
17年3月期	18,551,526 (7.3)	1,672,187 (0.3)	1,754,637 (△0.6)

	当期純利益	基本 1株当たり当期純利益	希薄化後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	総資本 税引前利益率	売上高 税引前利益率
	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%
18年3月期	1,372,180 (17.2)	421 76	421 62	14.0	7.9	9.9
17年3月期	1,171,260 (0.8)	355 35	355 28	13.6	7.6	9.5

- (注) 1. 持分法投資損益 18年3月期 164,366百万円 17年3月期 139,471百万円
 2. 期中平均株式数(連結) 18年3月期 3,253,450,041株 17年3月期 3,296,092,000株
 3. 売上高、営業利益、税金等調整前当期純利益、当期純利益における()内の数値は、対前期増減率

(2) 連結財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
18年3月期	28,731,595	10,560,449	36.8	3,257 63
17年3月期	24,335,011	9,044,950	37.2	2,767 67

- (注) 期末発行済株式数(連結) 18年3月期 3,241,757,467株 17年3月期 3,268,078,939株

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
18年3月期	2,515,480	△ 3,375,500	876,911	1,569,387
17年3月期	2,370,940	△ 3,061,196	419,384	1,483,753

(4) 連結範囲および持分法の適用に関する事項

連結子会社数 523社 関連会社数 219社 持分法適用会社数 56社

(5) 連結範囲および持分法の適用の異動状況

連結(新規) 13社 [パナソニック EV エナジー(株) ほか]
 (減少) 14社 [トヨタ モーター エンジニアリング・マニュファクチャリング ヨーロッパ(株) ほか]
 持分法(新規) 1社 [一汽トヨタ(長春)エンジン(有)]
 (減少) 1社 [豊田工機(株)]

2. 19年3月期の連結業績予想(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	売上高	営業利益	税金等調整前 当期純利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
通期	22,300,000	1,900,000	1,970,000	1,310,000

(参考) 基本1株当たり予想当期純利益(通期) 404円10銭



平成18年3月期 個別財務諸表の概要

平成18年5月10日

上場会社名 **トヨタ自動車株式会社** 上場取引所 全国証券取引所
 コード番号 7203 本社所在都道府県 愛知県
 (URL <http://www.toyota.co.jp>)
 代表者 取締役社長 渡辺 捷昭
 問合せ先責任者 経理部長 中津川 昌樹 TEL(0565)28-2121
 決算取締役会開催日 平成18年5月10日(水) 中間配当制度の有無 有
 配当支払開始予定日 平成18年6月26日(月) 定時株主総会開催日 平成18年6月23日(金)
 単元株制度採用の有無 有(1単元 100株)

1. 18年3月期の業績(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(1) 経営成績

(百万円未満切捨て)

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
18年3月期	10,191,838 (10.6)	847,998 (20.9)	1,104,781 (29.0)
17年3月期	9,218,386 (2.8)	701,390 (△15.9)	856,231 (△6.5)

	当期純利益	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	総資本 経常利益率	売上高 経常利益率
	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%
18年3月期	765,961 (44.7)	235 20	235 13	12.0	11.6	10.8
17年3月期	529,329 (△9.0)	160 38	160 35	8.8	9.6	9.3

(注) 1. 期中平均株式数 18年3月期 3,253,450,041 株 17年3月期 3,296,182,405 株
 2. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益における()内の数値は、対前期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 年間配当金			配当金総額 (年間)	配当性向	株主資本 配当率
	中間	期末				
	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
18年3月期	90 00	35 00	55 00	292,141	38.3	4.4
17年3月期	65 00	25 00	40 00	212,772	40.5	3.5

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
18年3月期	9,909,010	6,686,895	67.5	2,062 51
17年3月期	9,070,991	6,057,810	66.8	1,853 42

(注) 1. 期末発行済株式数 18年3月期 3,241,757,467 株 17年3月期 3,268,078,939 株
 2. 期末自己株式数 18年3月期 368,240,025 株 17年3月期 341,918,553 株

2. 19年3月期の業績予想(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
中間期	5,200,000	370,000	560,000	380,000
通期	11,000,000	880,000	1,230,000	850,000

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 262円20銭

【注意事項】

前述の連結業績予想および業績予想に記載されている各数値は、当社が現在入手している情報を基礎とした判断および仮定に基づいており、判断や仮定に内在する不確実性および今後の事業運営や内外の状況変化等による変動可能性に照らし、将来における当社の実際の業績と大きく異なる可能性があります。

なお、上記の不確実性および変動可能性を有する要素は多数あり、以下のようなものが含まれます。

- ・主要市場における経済情勢および需要ならびに競争状況等の変動
- ・為替相場の変動（主に円/米ドル相場、円/ユーロ相場）
- ・原価低減や設備投資を計画通り実施する当社の能力
- ・当社の主要市場における貿易、環境保全、自動車排ガス、燃費効率、安全性等当社の事業や財務状況に影響を与える各種法律、規制
- ・主要市場における政治情勢
- ・適宜、新製品を開発し市場へ投入する当社の能力
- ・その他当社が事業活動を行う上での様々な障害

以上の不確実性および変動要素全般に関する詳細については、当社の有価証券報告書または米国証券取引委員会に提出された年次報告書（フォーム20-F）をご参照ください。

<ご参考>

平成18年5月10日
トヨタ自動車株式会社

株主総会について

1. 日 時 平成18年6月23日(金) 午前10時
2. 場 所 愛知県豊田市トヨタ町1番地 当社本店
3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第102期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
2. 第102期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対照表および連結損益計算書報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第102期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役26名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等に新株予約権を無償で発行する件 |
| 第6号議案 | 自己株式取得の件 |
| 第7号議案 | 退任監査役に慰労金贈呈および取締役の退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第8号議案 | 取締役報酬額改定の件 |

以 上

各 位

平成18年5月10日
愛知県豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成18年5月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することおよび会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に割当てする新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、平成18年6月23日開催予定の当社第102回定時株主総会に提案することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、同株主総会において、「取締役26名選任の件」が承認可決されますと、割当てを受ける当社取締役は26名となり、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当て数は、9,100個を上限といたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資するため、次の要領により新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 3,500,000株を上限とする。

ただし、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。)株式数が調整される場合には、調整後株式数に募集する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

35,000個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成20年8月1日から平成26年7月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権者は、当社第102回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要す。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。
- ④ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ⑤ その他の行使条件については、当社第102回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

※参考 現時点において、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価額は、
1,431円/株となります。

(注) 上記の新株予約権の発行は、平成18年6月23日開催予定の当社第102回定時株主総会において「当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等へ新株予約権を無償で発行する件」が承認可決されることを条件といたします。なお、新株予約権の具体的な発行および割当の内容につきましては、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上

各 位

平成18年5月10日
愛知県豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社

自己株式の取得に関するお知らせ (会社法第156条に基づく自己株式の取得)

当社は、平成18年5月10日開催の当社取締役会において、会社法第156条の規定に基づく自己株式の取得の承認を求める議案を、平成18年6月23日開催予定の当社第102回定時株主総会に提案することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得を行う理由
資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。
2. 取得する株式の種類 当社普通株式
3. 株式の買取金価額の総額 2,000億円を上限とする。
4. 取得する株式の総数 30百万株を上限とする。
5. 取得期間 第102回定時株主総会終結の翌日から1年間

(注)上記の自己株式の取得については、平成18年6月23日開催予定の当社第102回定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

[参考] 当社の発行済株式数	3,241,757,467株
(自己株式を除く)	
自己株式数	368,240,025株

(平成18年3月31日現在)

以 上

各 位

平成18年5月10日
愛知県豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社

役員人事について

当社は、役員の変動について下記のとおり内定いたしましたので、お知らせいたします。

記

役付取締役の変更（2名）…平成18年6月の定時株主総会後の取締役会の承認を経て正式決定

氏 名	新	旧
張 富士夫	取締役会長	取締役副会長
奥田 碩	取締役相談役	取締役会長

以 上